

E i w a N e w s

令和6年度税制改正大綱の概要(その2)

令和6年2月
(No. 223)

今回は、本誌No.222に引き続き、令和6年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

[1] 個人所得課税

税制適格ストックオプションの拡充

新株予約権の行使に係る年間の権利行使価額の限度額（現行：1,200万円）が次のように引き上げられます。

(1) 非上場会社

- ① 設立後5年未満：2,400万円
- ② 設立後5年以上20年未満：3,600万円

(2) 上場会社

- ① 設立後5年未満：2,400万円
- ② 設立後5年以上20年未満のうち上場後5年未満：3,600万円

[2] 消費課税

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の制限

免税事業者等からの課税仕入れについては、経過措置として80%相当額の仕入税額控除が認められていますが、その事業年度において一の免税事業者等からの課税仕入れの合計額が10億円を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについては、当該経過措置の適用が認められないこととなります。

※上記の改正は令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向けを除く）のうち、特定プラットフォーム事業者を介して対価を収受するものについては、その特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされ、納税義務が課されます。

※上記の改正は令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用する。

[3] 法人課税

外形標準課税の見直し

(1) 減資への対応

外形標準課税の対象法人は、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、次のすべてを満たす法人なども外形標準課税の対象となります。

- ① 前事業年度：外形標準課税の対象
- ② その事業年度：資本金1億円以下
- ③ その事業年度：資本金と資本剰余金の合計額10億円超

※上記の改正は令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

(2) 100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円超である法人の100%子法人等のうち、次のすべてを満たす法人なども外形標準課税の対象となります。

- ① その事業年度：資本金1億円以下
- ② その事業年度：資本金と資本剰余金の合計額2億円超

※上記の改正は令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

貸上げ促進税制の拡充及び延長

(1) 大企業向け

原則の税額控除率は10%（現行：15%）に引き下げられますが、上乘せ措置により最大35%（現行：30%）適用することができることとなり、適用期限は3年延長されます。

（令和9年3月31日までに開始する各事業年度）

① 継続雇用者給与等支給額の増加割合

- イ. 3%以上：税額控除率 10%（現行：15%）
- ロ. 4%以上：税額控除率 15%（現行：25%）
- ハ. 5%以上：税額控除率 20%（現行：25%）
- ニ. 7%以上：税額控除率 25%（現行：25%）

② 教育訓練費の増加割合10%以上など（現行：20%）：税額控除率 5%加算

③ 両立支援・女性活躍の一定の認定を受けている：税額控除率 5%加算

(2) 中堅企業向けの創設

現行の大企業区分の法人のうち青色申告法人で従業員数が2,000人以下で一定のものは、最大35%の税額控除率を適用することができることとなります。

① 継続雇用者給与等支給額の増加割合

- イ. 3%以上：税額控除率 10%
- ロ. 4%以上：税額控除率 25%

② 教育訓練費の増加割合10%以上など：税額控除率 5%加算

③ 両立支援・女性活躍の一定の認定を受けている：税額控除率 5%加算

※上記の改正は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用する。

(3) 中小企業向け

税額控除率は最大45%（現行：40%）適用することができることとなります。

また、税額控除しきれなかった部分の金額は、5年間の繰越しをすることができることとなり、適用期限は3年延長されます。（令和9年3月31日までに開始する各事業年度）

① 教育訓練費の増加割合5%以上など（現行：10%）：税額控除率 10%加算

② 両立支援・女性活躍の一定の認定を受けている：税額控除率 5%加算

③ 繰越税額控除制度：5年間の繰越し

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。